

別表十二(十一)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

当 期 積 立 額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円	
積 立 限 度 額		2			円	日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額	8	
〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕						同上以外の場合による 益 金 算 入 額	9	
						計 (8) + (9)	10	
積 立 限 度 超 過 額 (1) - (2)		3			円	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11	
累 積 限 度 超 過 額 の 計 算	差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)	円	差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12				
	累 積 限 度 超 過 額 (5)		13					
	期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) - (13)		14					
	累 積 限 度 超 過 額 (4) - 1 兆円		15					
限 度 超 過 額 合 計 (3) + (5)		6	円	左 期 額 の 明 細	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18		
				前 期 分 以 前	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))	19		

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合
には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の9第1項」

②区分番号に、「00201」

③当該別表十二(十一)11欄の金額(円単位)
を記載してください

別表十二(十一)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1211